

へとも110番の家

運動の概要



東大阪市教育委員会

目 次

	ページ
「こども１１０番の家」運動について……………	1
「こども１１０番の家」運動協力者申請書……………	3
小旗・プレートの仕様……………	4
東大阪市「こども１１０番の家」プレート及び小旗交付要領……	5
「こども１１０番の家」対応マニュアル ～もしも、こどもが飛び込んできたら～……………	6
東大阪市「こども１１０番の家」災害見舞金……………	9

「こども１１０番の家」運動について

こども１１０番の家とは？

「こども１１０番の家」とは、地域のこどもが、万一犯罪に巻き込まれそうになったときに、逃げ込み、保護を求めることができる協力家庭（店、事業所等を含む）のことです。

平成９年にこどもを狙った痛ましい凶悪事件が頻発したことから「青少年育成大阪府民会議」の提唱により進められ、本市でも、自治会、ＰＴＡを始め、理容店、郵便局やコンビニエンスストアなどの各方面の方々より多くのご協力をいただいています。

教育委員会としましては、この運動が市民にとっての地域社会運動となり、市民相互一層密接な人間関係が築かれ、「地域のこどもは地域で守り、育てる」という地域教育力のさらなる活性化につながることを期待しています。

支援内容は？

教育委員会では、「こども１１０番の家」運動をさらに推進するため以下の支援を行っております。

○運動用「プレート」または「小旗」の無償交付

「こども１１０番の家」の目印となる「プレート」または「小旗」のどちらか一方を教育委員会より無償で交付します。

○「こども１１０番の家」災害見舞金保険への加入

「こども１１０番の家」運動にご協力くださる方が、こどもを守る活動の中で万一被害に遭われた時のために教育委員会で災害見舞金保険に加入しています。

⇒ 災害見舞金保険に加入するには？

推進団体・事業所等が作成する「こども１１０番の家」運動協力者名簿（様式自由）を青少年教育課にご提出ください。加入手続き等は、青少年教育課が行います。

⇒ 災害見舞金保険の補償内容は？

本概要の９ページに詳しく記載しています。

協力するには？

教育委員会では、「こども１１０番の家」運動にご協力くださる協力家庭（店、事業所等を含む）を随時募集しています。

⇒ プレートまたは小旗を受け取るには？

〈新規・追加〉

【推進団体・事業所等】

「こども１１０番の家」運動協力者申請書（様式第１）と運動協力者名簿（様式自由）を青少年教育課へ提出

【個人】

お住まいの小学校区へ（問い合わせ）お越しください。

〈交換〉

※プレート又は小旗が破損した場合等は、新たに交付を受けることができます。

【推進団体・事業所等】

「こども１１０番の家」運動協力者申請書（様式第１）を青少年教育課へご提出ください。

【個人】

お住まいの小学校区へ（問い合わせ）お越しください。

東大阪市ホームページでも公開しています

東大阪市ホームページアドレス

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>

こども１１０番の家

検索



お問い合わせ先

〒577-8521

東大阪市荒本北１丁目１番１号

東大阪市教育委員会 社会教育部 青少年教育課

TEL 06-4309-3281 FAX 06-4309-3835

E-mail : seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

「こども110番の家」運動協力者申請書

(あて先) 東大阪市教育局 青少年教育課長

次のとおり「こども110番の家」運動の(新規登録 ・ 更新 ・ 取消)を申請します。

氏名(ふりがな) (推進団体名・事業所名)			
住所		〒 —	
電話番号			
小学校区		小学校区	
担当者氏名(ふりがな)		担当者連絡先	
メールアドレス			
登録軒数		軒 ※必ず最新の協力者名簿を添付すること	
プレート・小旗の 交付について	プレート	枚	※協力家庭1軒につき、いずれ か1つの交付をお願いします。
	小旗	本	

※いただいた個人情報は、東大阪「こども110番の家」運動の活動にのみ使用します。

【協力者名簿について】

・協力者名簿は様式自由です。ひな型もご用意しておりますので、ご活用ください。

※以下の項目を必ず設けてください。

- ① 作成日
- ② 推進団体・事業所名
- ③ 登録軒数
- ④ 名簿管理者名
- ⑤ 協力者の氏名・住所・電話番号

協力者の追加や変更がある場合は、必ず最新の協力者名簿を添付してください。

◇事務処理欄

入力日

年 月 日

備考

小旗・プレートの仕様（単位：mm）



【 小 旗 】



【 プレート 】

※ こちらで紹介しているものは教育委員会が無償で交付しているものです。
（この他に、地域で独自のプレート等を作製されているところもあります。）

東大阪市「こども１１０番の家」プレート及び小旗交付要領

（目的）

第１条 東大阪市「こども１１０番の家」プレート及び小旗交付事業は、地域の協力家庭に対して、プレート又は、小旗（以下「プレート等」という。）を無償で交付することにより、「こども１１０番の家」運動を積極的に支援することを目的とする。

（交付対象者）

第２条 プレート等の交付を受けることができる者は、地域において、本運動を推進する団体（以下「推進団体」という。）の作成する、「こども１１０番の家」運動協力者名簿（様式自由）（以下、「運動協力者名簿」という。）に登録された協力家庭とする。

（交付申請）

第３条 推進団体は、「こども１１０番の家」運動協力者申請書（様式第１）ならびに運動協力者名簿を作成し、青少年教育課に提出するものとする。

（交付方法）

第４条 青少年教育課は、前条の規定による申請があったとき、協力家庭１軒につきプレート等のいずれか一つを交付するものとする。

（その他）

第５条 この要領に定めのない事項については、青少年教育課が別に定める。

附 則

- １ この要領は、平成１３年９月１０日から施行する。
- ２ この要領は、令和２年４月１日から施行する。
- ３ この要領は、令和６年９月１日から施行する。

『こども110番の家』 対応マニュアル

～ もしも、こどもが飛び込んできたら～

もしも、こどもが助けを求めて飛び込んできたら、以下の手順に従ってこどもを保護してください。

こどもを家に入れて入口を閉める



こどもに事情を聞く



できるだけ早く110番通報をする

以下、手順について詳しく説明します。

こどもが飛び込んできたときに、まず行っていただくこと

① こどもを家に入れ、入口を閉めてください

刃物を持って追いかけた事件の発生もありましたので、可能な限りこどもを家に入れて、まず安全を確保してください。

② 自分が落ち着いてください

飛び込んできたこどもは興奮していますので、動転して自分も興奮することがないようにまず自分が落ち着いてください。

③ こどもを落ち着かせてください

続いて、「大丈夫だから落ち着いて」「どうしたの？」などと優しく声を掛けて飛び込んできたこどもを落ち着かせてください。

④ こどもの体の状態を確認してください

ケガ、興奮状態等を見てください。

飛び込んできた子どもから、聞いていただくこと

■ 早く通報するために、①～③だけ聞いて110番の通報時に伝える。

① 何があったか？（事件名）

変質者につけられたのか、痴漢にあったのか、交通事故なのかなどを聞いてください。

② いつあったのか？（時間）

今起こったのか、今日の何時何分頃のことなのか聞いてください。

③ どんなことがあったのか？（状況）

怪我をしていないのか、他に誰か連れ去られた子どもや被害に遭った子どもがいるか、いないかを聞いてください。

A～Dについては、警察官が来るまでの間に聞いてください。

A 何処であったのか？（場所）

事件のあった場所、住所や目標物を聞いてください。

B 不審者（犯人）の人相や服装、使用車両は？（特徴）

不審者（犯人）の人数、性別、年齢、身長、体格、服装、髪型、徒歩もしくは使用車両の有無、車両使用であれば、四輪・二輪・自転車の別、型、色、ナンバープレート等の特徴を聞いてください。

C 凶器があるかどうか？

不審者（犯人）が凶器を所持していたかどうかと、所持していた場合には、その種類（ナイフ、包丁、鉄棒等）を聞いてください。

D 逃げた方向は？

どの方向へ向かって行ったかを聞いてください。

110番通報の際に、伝えていただくこと

① 「こども110番の家」であること

電話が、「こども110番の家」からであることを告げ、住所、氏名、電話番号を話してください。

② こどもから聞いた内容

こどもから聞き出した内容（前ページの①、②、③）を順序よく話してください。

③ こどもが110番に答えられる場合は、こどもを電話口に

こどもが、既に落ち着いていて自分で話ができる場合は、こどもを電話口に出して直接本人に答えさせてください。

110番のあと

警察官が到着するまで、そのこどもを待たせておいてください。

危険が去ったと判断し、安易にこどもを屋外に出さないように注意してください。

前ページのA～Dをこどもから聞いてください。

警察官が到着すれば、事情を説明してください。



ご 注 意

- 「こども110番の家」の小旗及びプレートは、玄関先等よく見えるところに掲出してください。
- 危険を冒してまで犯人を追跡したり、逮捕するなどのことを求めるものではありません。
- 状況により、家庭・学校へ連絡したり、救急車の手配をお願いします。
- 飛び込んできたこどもが知り合いであっても、その内容を安易に他人に話したりすると、こどものこころを傷つけたりプライバシーの侵害となりますので、十分にご注意ください。

東大阪市「こども１１０番の家」災害見舞金

教育委員会では、「こども１１０番の家」運動の推進を支援するため、「こども１１０番の家」運動に係る見舞金費用保険に加入しています。

この保険は、トラブルに巻き込まれた子どもが助けを求めて飛び込んできた時に、「こども１１０番の家」運動の協力者等が子どもを保護する活動を行った時に傷害を被ったり、建物や収容物を壊された場合に、見舞金が支給されるというものです。

１．見舞金の支給内容

区 分		支 給 額
死亡見舞金	死亡した場合	１，０００万円
後遺障害見舞金	重度後遺障害のとき	１，０００万円
	中度後遺障害のとき	３００万円
	軽度後遺障害のとき（※１）	３０万円
入院見舞金	入院した場合	（入院日数に関係なく） ５万円
通院見舞金	通院した場合	（通院日数に関係なく） １万円
建物損害見舞金	建物が損害を受けた場合	（損害額に関係なく） ３万円
収容物損害見舞金	収容物が損害を受けた場合（※２）	（損害額に関係なく） ３万円

（※１） 後遺障害の区分については、保険会社の定めるところによります。

（※２） 自動車・原動機付自転車は含みません。

２．見舞金の支給要件

次の①、②、③のいずれにも該当することが要件となります。

- ① 運動推進団体に協力者として登録していること。（協力者として登録すると、その配偶者、生計を共にする親族（６親等以内の血族及び３親等以内の姻族）、また店舗等の場合、雇用されている従業員（アルバイト含む）も保険適用の対象となります。）
- ② 運動推進団体が協力者名簿を青少年教育課に提出していること。
- ③ 協力者名簿に登録されている建物において、避難してきた子どもを守るための活動により被害が生じたこと。



東大阪

東大阪市教育委員会

社会教育部 青少年教育課

TEL: 06(4309)3281 FAX: 06(4309)3835

E-mail : seishonen@city.higashiosaka.lg.jp

(協力)布施警察署・河内警察署・枚岡警察署

【令和6年9月改訂】